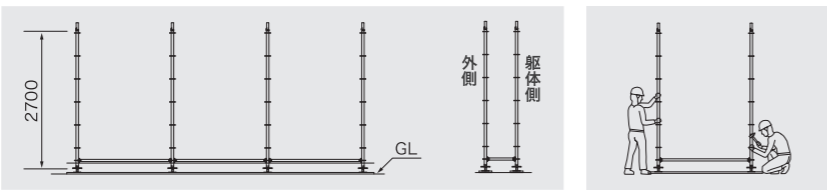


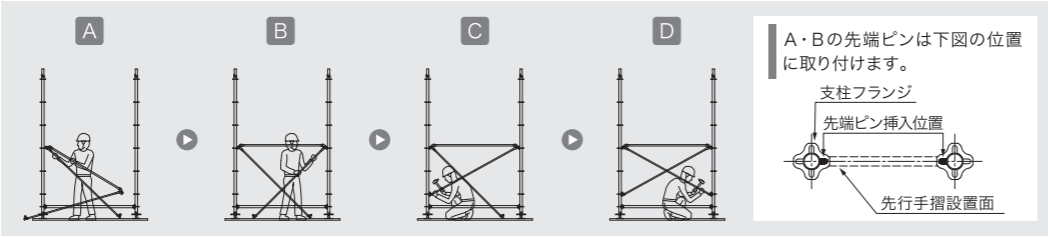
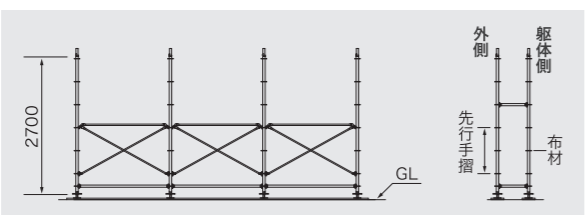
# 足場の組立

## 1層目

- 1 敷板の設置  
基礎の支持力が十分であることを確認します。
- 2 ジャッキベースの配置  
敷板に釘等で固定します。
- 3 支柱の設置  
最下層の支柱は2700、1350、900を使用します。
- 4 根がらみ(布材)の設置  
布材を軽く打ち込み水平器でレベルを調節します。  
緊結部クサビが正しく打ち込まれている(緩みがない)ことを確認します。



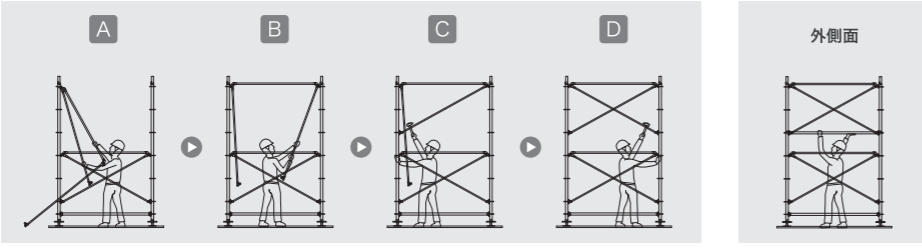
### 2 5 足場の外側に先行手摺プレス材を設置



**先行手摺プレス材取付方法** ※先行手摺プレス材は作業者から見て左側が手前、右側が奥になるよう取付けます。

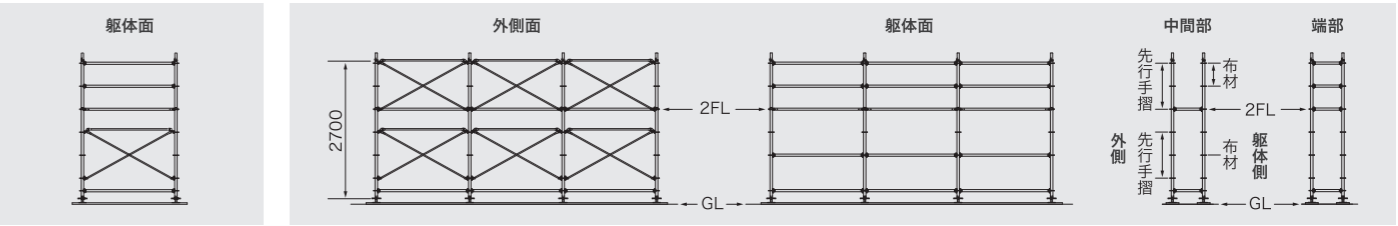
- 1 先行手摺のプレス材先端ピンを支柱フランジ穴に入れます。
- 2 手順①と反対側のプレス材を持ち上げ、先端ピンを支柱フランジ穴に入れます。
- 3 プレス材の一方を支柱フランジ部に取り付け、クサビをハンマーでたたいて緊結します。
- 4 手順③と反対側のプレス材を支柱フランジ部に取り付け、クサビをハンマーでたたいて緊結します。
- 5 緊結部クサビが正しく打ち込まれていることを確認します。

- 3 6 足場の外側に2層目の先行手摺プレス材を設置  
緊結部クサビが正しく打ち込まれている(緩みがない)ことを確認します。
- 4 7 床付き布わくの設置



## 2層目

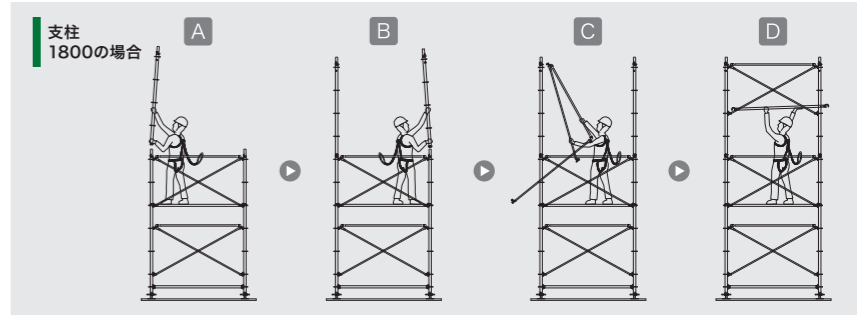
- 5 8 2層目足場の躯体側面の布材設置  
緊結部クサビが正しく打ち込まれている(緩みがない)ことを確認します。  
2層目の組立てが終了した時点で最初の壁つなぎを取付けてください。 ※壁つなぎについては風荷重の算定に従い適正に設置してください。



- 6 9 3層目分の支柱設置  
支柱は1800または3600を使用します。  
抜止めを正しくロックします。

- 10 足場の外側に3層目の先行手摺プレス材を設置

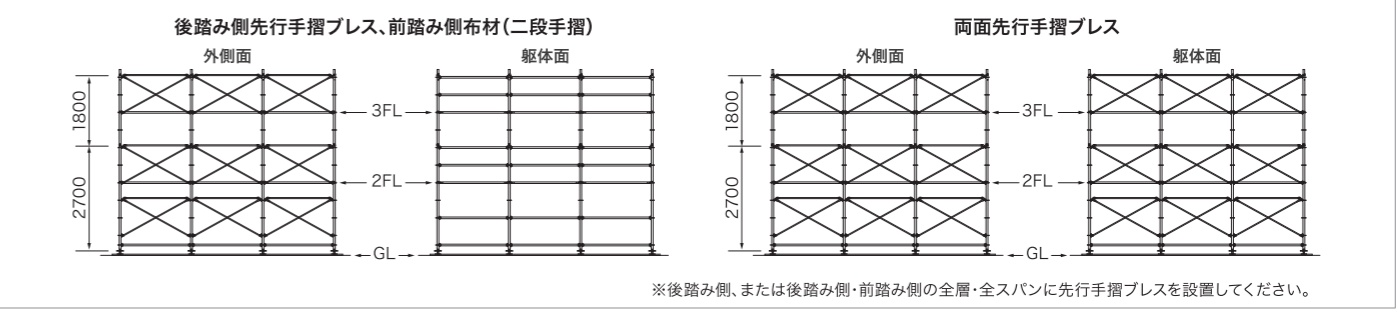
- 11 3層目の床付き布わくの設置  
緊結部クサビが正しく打ち込まれている(緩みがない)ことを確認します。



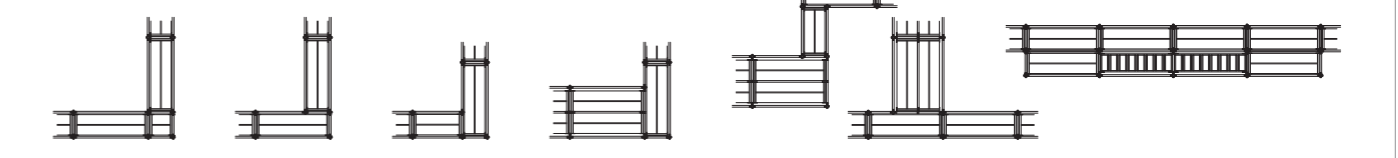
## 3層目

12 3層目以上の足場の組立は、作業手順 5・6 の繰り返しとなります。 ●解体は作業手順を逆に行います。

### 外部足場の標準的な設置方法



### コーナー部・入り隅・出隅の割付参考例



- 各システムの設置・使用方法に関しては各使用基準、マニュアルを参照してください。
- 一般事項については仮設工業会「くさび緊結式足場の組み立て及び使用に関する技術基準」に従ってください。
- 1219mm幅で使用する場合は、足場板は支柱との距離が12cm未満になるように配置してください。
- 風荷重については通常の足場と同様にご計算ください。
- 法規上は本製品はその他鋼管足場(単管足場)に分類されます。
- 計画・設計、強度計算、その他の技術的なお問い合わせは弊社技術サポート部までお問い合わせください。

製品の仕様・外観については予告なく変更する場合があります。

### 安衛則改正により31メートル以上の足場も2本組み不要に

平成27年7月1日に新しい労働安全衛生規則が施行されました。この改正により従来の制約条件であった「強度の有無に関わらず、高さ31mを超える単管(類の)足場は最高部から31mを超える部分を必ず二本組みにしなければならない」基準が緩和され、それぞれの足場の実験データに基づく支柱許容荷重に応じて、可能な高さまで組めることになりました。  
足場条件により差異はありますが、アルバトロスは支柱の補強なしで45m以上の足場の設置が可能です。また、自重の大きくなる梁枠開口部や荷受けフォーム等の部分は簡単に後付けできる強化方柱が必要な部分、必要な期間のみ強化することが可能です。

- 労働安全衛生規則 第五百七十一条  
三 建地の最高部から測って三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。)が当該建地の最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。)を超えないときは、この限りでない。
- 厚生労働省 労働基準局長 基発0331第9号7 第571条関係について (3) 抜粋  
また、鋼管にフランジ、フック等の緊結部を溶接することにより、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、当該足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地に破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いて差し支えないこと。この場合、布材、補剛材等の使用条件に応じて支持力結果が異なることから、当該布材、補剛材等の使用条件に応じた最大許容荷重を用いること。